

## 01 利用料金

| 平日(月～金)  | 土・日・祝日   |
|----------|----------|
| 8時～19時   | 8時～19時   |
| 700円/1時間 | 800円/1時間 |

※上記以外の時間は1時間あたり100円増。  
※その他、実費負担有り。

## 02 主なサービス

### ● 協力会員の自宅での児童の預かり

保育所・幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の時間外  
冠婚葬祭や学校行事等に伴う外出時

※預かりは原則協力会員宅。

### ➤ 追加 協力会員による児童の送迎

保育所・幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の送迎

## 協力会員大募集

4月1日からのサービス開始に向け、1人でも多くの協力会員が必要です

資格は必要ありません。「空いている時間を役立てたい」「子どもと触れ合いたい」人はぜひ、問い合わせください。

【問】総子ども福祉課 Tel92-3111

～協力会員の要件～

- ・古河市在住の満20歳以上の人
  - ・心身ともに健康で援助活動に理解と熱意がある人
- ※入会后、活動に必要な講習を受けていただきます。  
※活動中の万が一の事故に備え、保険に加入します。



## 子育て世帯への臨時特別給付金支給

詳細はこちら



新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、対象児童1人当たり一律10万円を現金で給付します

- 対象児童**
- ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
  - ②9月30日時点で高校生等の児童 ③令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童
- ※給付金は、対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い人に支給されます。

**支給日** 1回目：12月24日(金)、2回目：1月13日(木)

**支給方法** 古河市で児童手当を受給している人は、指定の口座に振り込み

※公務員、児童手当を受給していない高校生等の保護者等、児童手当が認定されていない新生児の受給者は申請が必要です。対象者には申請書を送付します(一括10万円)。  
※9月30日時点で古河市に住所がない人は、当該市町村に問い合わせください。

**申込期限** 2月28日(月) 

※新生児は3月31日(木)まで。

**申込・問** 総子ども福祉課 Tel92-3111



## 古河市ファミリー・サポート・センターの サービス内容が変わります！

令和4年  
4月1日～

忙しい毎日の中で

子育てをちょっとだけ手伝ってほしいときはありませんか？



ファミリー・サポート・センターでは「子育てのお手伝いをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」の相互援助活動のマッチングを行い、地域の中での子育てを応援します。  
※施設での預かりは3月31日をもって終了します。



### ファミリー・サポート・センター利用の流れ

